

一般社団法人 日本保健物理学会
学会規程

規程第 A-2 号

平成 23 年 8 月 12 日

改定 1 平成 30 年 6 月 29 日

改定 2 令和 2 年 6 月 29 日

改定 3 令和 6 年 4 月 19 日

(目 的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人 日本保健物理学会定款の条項に規定する事項について定めるとともに、事業遂行に必要な事項について定めるものとする。

第 1 章 役員等及び理事会

(選出等)

第 2 条 「定款」第 24 条 1 項に規定する理事及び監事の選出方法は、規程第 A-3 号（理事候補及び監事候補の選出並びに選挙管理委員会の運営に関する規程）による。

第 3 条 「定款」第 24 条 2 項の代表理事及び執行理事の選定は、役員改選後の最初に開催された理事会において、理事の互選によるものとする。

2 選定する執行理事は、副会長 1 名、常務理事 2 名とする。

(執行理事の職務及び権限)

第 4 条 「定款」第 16 条、第 25 条 2 項及び第 36 条に規定する会長の業務執行遂行に当たり、会長に事故あるときは、副会長がこれに当たり、また副会長に事故あるときは、常務理事がこれに当たる。

第 5 条 「定款」第 25 条 4 項の執行理事の権限は、以下のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐するとともに、本会務の調整を行う。
- (2) 常務理事は、本会務のうち総務部門及び財務・会計部門の事項を所掌するとともに、副会長を補佐する。

2 第 1 項の具体的所掌事項については、別途会長が定める。

(参 与)

第 6 条 参与は、国際放射線防護学会役員、アジア・オセアニア放射線防護協議会役員、研究発表会実行委員会委員、臨時委員会等委員及びその他の会員から必要に応じて、会長が任命する。

第 2 章 委員会

(委員会の種類)

第 7 条 「定款」第 57 条第 1 項に規定する委員会は、下記の委員会とする。

- (1) 企画委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 国際対応委員会
- (4) 放射線防護標準化委員会
- (5) コミュニケーション委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) 臨時委員会
- (8) 学会賞選考委員会

(研究・調査等の報告)

第 8 条 前条の委員会の長は、その研究・調査の成果を理事会に報告する。

2 会長は、前項の報告を広く社会に周知する必要があると認めるときは、開示その他適当な方法によりこれを行う。

第 3 章 事務局

(任務)

第 9 条 事務局は、本会の事務に関する次の事項を行う。

- (1) 会員の入退会及び会員原簿の管理に関する事
- (2) 会員の会費及び会計業務に関する事
- (3) 庶務・資料等の保管に関する事
- (4) 文書その他の刊行物の発受信等に関する事
- (5) 理事及び監事の選出、選任及び選定の事務に関する事
- (6) 学会賞の授与事務に関する事
- (7) その他

(構成)

第 10 条 前条の任務を遂行するため、事務局には理事会の承認を得て専任又は臨時雇用の職員をおくことができる。

第 11 条 会長は、第 9 条に定める事務局業務の一部又は全部について、理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

(事務所)

第 12 条 本会の事務所の所在地は、東京都港区新橋三丁目 7 番 2 号四鹿ビル 3F「株式会社国際広報企画」内とする。

付則 本規程は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

本規程改定 1 は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

本規程改定 2 は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

本規定改定 3 は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。